

所得税の確定申告はお早めに！

◇申告する人
①事業所得や不動産所得がある人で、平成22年中の各所得の合計が、所得控除合計より多い人。
②サラリーマンの人で、年末調整されなかった給与所得がある人。
③土地や建物などの不動産、機械などの動産を売却した人。
※確定申告書はご自分で記入してください。税務署あて郵送でも受け付けます。
なお、所得税の確定申告をした人については、町・県民税や事業税の申告は必要ありません。
◇申告会場
川越税務署 川越市大字並木452-2
◇申告日
2月16日(水)～3月15日(火)
※今年の確定申告期間中は、平日以外でも2月20日(日)と2月27日(日)の2日間に限り、川越税務署会場のみで確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は混雑が予想されますので、予めご承知ください。
また、この2日間は、東上パールビル会場の相談は行っておりませんので、ご注意ください。
◇問い合わせ・送付先
川越税務署 川越市内窓口
〒350-1866
川越市大字並木452-2
申告案内コールセンター
235-19411

町・県民税の申告相談の季節です

今年も町・県民税の申告の時期になりました。申告書の提出がないと、金融機関からの借入、保育所の入所、または児童手当等に使用する証明書が発行できなくなり、必ず期間内に申告してください。
また、期限間近、特に3月8日以降になると大変混雑し、「迷惑をおかけすることになりますので、申告はなるべくお早めにお願います。」
問い合わせ 税務課住民税係(内線1323134)

◇申告に必要なもの

- ①申告書
 - ②印鑑
 - ③ボールペン及び計算用具
 - ④所得金額を証明する書類(源泉徴収票・決算書の控等)
 - ⑤国民健康保険・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び国民年金等の領収書
 - ⑥支払生命保険料(個人年金保険料及び地震保険料の控除証明書)
 - ⑦その他参考となるもの(障害者手帳・学生証等)
- ※所得控除申告手続きの際には、必ず領収書を持参してください。
◇申告に関するお願い
①所得税の確定申告書が送付されている人は、川越税務署に申告してください。

町・県民税の申告相談日時および会場

期 日	対 象 地 域		会 場
	午前9時～11時	午後1時～4時	
2月16日(水)	上富1区	上富2・3区	三芳町役場 3階会議室 ※平日以外にも、2月20日・27日の日曜日に相談・受け付けを行います。なお、両日とも相当の混雑が予想されますので、予めご了承ください。
17日(木)	北永井1区	北永井2・3区	
18日(金)	北永井1区	北永井2・3区	
20日(日)	上富・北永井・みよし台		
21日(月)	藤久保1区		
22日(火)	藤久保1区		
23日(水)	藤久保2区		
24日(木)	藤久保2区		
25日(金)	藤久保3区		
27日(日)	藤久保・竹間沢		
28日(月)	藤久保3区		
3月1日(火)	藤久保4区		
2日(水)	藤久保5区		
3日(木)	藤久保6区		
4日(金)	竹間沢1区		
7日(月)	みよし台1区		
8日(火)	この期間は、上記の日程に都合のつかない人が対象になります。		
9日(水)			
10日(木)			
11日(金)			
14日(月)			
15日(火)			

②自分で申告書の記載ができる人又は源泉徴収票の提出だけで申告が完了する人は、郵送でも受け付けています。
③申告期間中は、職員が会場へ出かけていますので、税務課の窓口では申告の受け付けはできません。
※簡易な所得税の確定申告も受け付けます。
ただし、左記①～⑧に記載した申告は受け付けられませんので、川越税務署で申告してください。
①平成21年分以前の申告
②土地・家屋及びゴルフ会員権等の譲渡所得の申告

- ③配当所得の分離課税を選択した申告
- ④相続又は贈与税に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金による所得の申告
- ⑤住宅借入金等特別控除を受ける人で、増改築、認定長期優良住宅の新築等、住宅借入金を連帯債務、ローンの借り換え及びマイホームを譲渡された人
- ⑥青色申告
- ⑦株式の譲渡所得の申告
- ⑧退職所得の申告

所得税の確定申告は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用ください。

e-Taxは、これまで書面で行われていた、所得税・法人税・消費税などの申告や法定調書の提出、納税証明書交付請求、電子申告・納税開始(変更)届出などについて、インターネットを通じて手続きが行われるものです。また、納税についても、全税目についてページ対応のインターネットバンキングやATMなどを利用して行うことができます。

☆e-Taxをご利用いただくメリット☆

●国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

※確定申告等作成コーナーは、「確定申告特集ページ」からご覧ください。

●最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

※平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回

●添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

※確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。

●還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。(3週間程度に短縮)

●24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

問い合わせ

*e-Taxに関する情報
「e-Taxホームページ」 www.e-tax.gov.jp

*e-Taxの操作に関するお問い合わせ
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

☎0570-015901
※月～金曜日(祝日等を除く)の午前9時から午後5時まで

還付申告をされる人へ

還付申告相談会場では、サラリーマン等が所得税の還付を受けるための確定申告を2月10日から受け付けています。

源泉徴収票(原本と必要書類(広報みよし1月1日号参照))を持参し、申告してください。

◇受付内容
①給与所得者で、医療費控除を受けられる方

②平成22年中に中途退職した後、就職しなかった方で、給与所得について年末調整がお済みでない方

③所得が公的年金等に係る雑所得のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などを受けられる方
(注)③以外の内容の方は、東上パールビルでは受けられませんので、川越税務署へ申告してください。

◇受付期間

2月10日(水)～3月9日(水)
※土・日曜日、祝日を除く

◇還付申告の相談会場

東上パールビル 地下1階
(川越駅西口徒歩1分)

◇問い合わせ

川越税務署 申告案内コールセンター
235-19411